

基本方針 1 啓発等によるごみ減量の推進

基本施策 1-1 情報発信

具体的施策	内容	令和元年度実施内容
ごみ分別アプリの利用推進	収集カレンダーや分別方法の検索機能などを有するスマートフォン用ごみ分別アプリの普及促進を図るとともに、通知機能などによる啓発を行います。	「さんあ〜る」の利用を促進するため、春日井まつりなどのイベントでPRします。また、ごみに関する旬な情報をリアルタイムで提供し、要望が多いベトナム語の対応について検討します。
啓発施設の活性化	エコメッセ春日井に展示してある再利用子ども服や再利用家財などリユース部門や講座内容を見直し、施設全体の活性化を図ります。	ぼかし作り教室10回、リメイク教室9回、自転車整備教室4回、包丁の研ぎ方教室6回開催予定です。
「ごみの現状」「清掃事業概要」の作成と公表	当市におけるごみ処理の内容について、毎年度報告書を作成し、情報を公表します。	ごみの現状（6月発行）、清掃事業概要（10月発行）を作成し、情報コーナーやホームページにて公開します。
社会科副読本「くらしとごみ」の配布	小学生のときからごみ減量と分別意識を培うことを目的に作成し、小学4年生全員に配布します。	令和2年3月に3,250部発行し、市内小学校37校に配付します。
環境カレンダー、資源・ごみの出し方便利帳、品目別一覧の配布	ごみ出しマナーと適正なごみの分別・排出を啓発するため、分別区分やごみを出す日等を記載した冊子を配布します。	環境カレンダーについては、ごみ処理基本計画及び災害廃棄物処理計画についてわかりやすく掲載し、ごみの減量に向けたPRを行うとともに、文字やデザインを工夫し、見やすくします。14万部発行し、12月1号広報とともに、町内会等へ配布します。

令和元年度における事業実施計画について

基本施策 1-2 啓発

具体的施策	内容	令和元年度実施内容
子ども環境アカデミー	ごみの分別、資源のリサイクルなど様々な環境問題に家族ぐるみで関心を持ってもらうため、子どもとその保護者を対象とした環境教育講座を行います。	年5回開催される講座のうちのごみ減量に関するプログラムについて、8月17日（土）にグリーンサイクル株式会社の見学を行い、家電製品のリサイクルの仕組みや分別の大切さを学びます。
ごみ収集体験	中学校の生徒に対し、就業体験の一環としてごみ収集を体験する場を提供します。	要望により随時受け入れを行います。
表彰	事業者、個人でごみの減量に取り組んでいる人、事業者や団体を表彰します。	春日井市表彰条例に基づき1団体、春日井市環境まちづくり推進表彰1団体の表彰を行います。
「青空教室」の実施	保育園、幼稚園の園児に対して、ごみのリサイクルへの関心を高めるため、塵芥収集車を使用し、ごみの分別等の環境教育を実施します。また、市内小学校4年生対象の社会科の授業で、社会参加への第一歩となる適切なごみの分別、排出を学ぶため、社会科副読本「くらしとごみ」を用いて環境教育を実施します。	市内小学校37校2,900人の小学校4年生を対象に授業を行います。
生ごみ減量推進講座	生ごみ減量を目的として、生ごみ堆肥化講座を開催するとともに、市民団体等が実施する各講座において、ごみの減量、分別について啓発を行います。	開催地の偏りをなくし、イベントと同時開催することで受講しやすい環境を作ります。本年度は、消費生活展（6月）と植物園里山まつり（9月）にあわせて開催します。
施設見学、イベント・講座の活用	クリーンセンター内のごみの焼却・破碎処理や資源の選別・梱包作業等の見学を通して、正しいごみ・資源分別の啓発等の講座、再利用販売、フリーマーケット等のイベントから3Rの普及に努めます。	施設の見学は随時受け付けをしており、再利用品販売6回、フリーマーケット3回開催予定です。
出前講座の推進	事業者や町内会等、老人クラブ等の団体に対して、ごみの減量やリサイクルに対する意識の高揚を図るため、各団体の要望に応じた講座（説明会）を行います。	要望により随時講座を行います。 平成31年4月13日（土）春日井女性連盟総会 平成31年4月17日（水）サロン浅山・梅ヶ坪 令和元年5月21日（火）地域福祉部会春季研修会 令和元年5月22日（水）JA尾張中央高蔵寺地区女性部女性学級開校式

令和元年度における事業実施計画について

基本方針 2 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

基本施策 2-1 家庭系ごみの減量

具体的施策	内容	令和元年度実施内容
新たな収集方式等の調査、検討	新たな収集方式として戸別収集や拠点回収の強化などについて収集方法、費用を検討します。また、ごみステーションの在り方について、調査し、研究していきます。	他市の状況について情報収集するとともに、先進的な取り組みを行っている市町村について、現地視察を行います。
指定袋の規格等の見直し	指定袋について、破れにくい素材への変更や厚みを変更するなど、規定の見直しを行います。	指定袋について、破れにくい仕様について検討します。
家庭用生ごみ処理機の購入費補助	現在の家庭用生ごみ処理機の補助に加えて、対象機器を拡充し、今後により一層生ごみの減量化を進めていきます。	交付対象機器を拡充します。

基本施策 2-2 事業系ごみの減量

具体的施策	内容	令和元年度実施予定
市役所発信！ごみ減量月間	啓発月に市役所から排出される紙ごみ等を減らすための施策を提案します。	他市の取り組みについて情報収集します。
食べきりキャンペーンの実施	飲食店と協力して、少なめメニューを作成するなど外食時にできるだけ食べ残さないよう啓発を行います。	県が食品ロスの実態を把握するために行う調査に協力します。
多量排出事業者指導	多量排出事業者に対し、一般廃棄物の減量に関する計画の作成を指示できるよう条例等を整備します。	多量排出事業者を把握するとともに、他市の状況について情報収集します。
レジ袋削減の推進	スーパーやドラッグストアに加えて、新たな取り組み事業者と協定を締結していきます。	レジ袋有料化に向けた国の動向について注視し、情報収集を行います。
ごみ減量 3R 推進事業所認定制度	ごみの減量及びリサイクルに積極的に取り組む事業所を認定し、その事業所の取り組みを広く紹介することで、市民や事業者のごみの減量及びリサイクルに対する意識の高揚を図ります。	制度について現状を把握し、認定事業者を募集します。
適正搬入指導（収集運搬許可業者）	クリーンセンター搬入時に、産業廃棄物や資源等の混入を防止するため、ごみ検査を実施し、適正搬入の推進と分別方法の指導等、搬入指導を行います。	展開検査を 5 回予定しています。
適正排出指導（排出事業者）	市内事業者に対し、適正な分別方法や、ごみステーションには排出できないことなどについて、訪問指導を実施します。	事業系廃棄物が排出されるごみステーションについて、周辺の事業所を訪問指導します。
拡大生産者責任の啓発	市内事業者に対し、拡大生産者責任の考え方に即して、より環境負荷の少ない製品の使用や過剰包装などの削減に努めるよう啓発していきます。	国の施策に従って、事業者に対して啓発を行います。
リユース容器活用の促進	市内で開催される祭りやイベントにおいて、使い捨て容器の排出を抑制するために、陶器などリユース容器を積極的に活用するよう主催者や参加者へ呼びかけします。	他市の状況について情報収集します。
グリーン購入の推進	当市が調達する物品及びサービスに関して、環境に負荷の少ない製品及びサービスの調達の推進を率先して実施します。	「令和元年度グリーン調達計画」を策定し、環境負荷の低減に資する物品（環境物品）の調達を推進します。

令和元年度における事業実施計画について

基本施策 2-3 資源化の促進

具体的施策	内容	令和元年度実施内容
資源の拠点回収	希少金属を使用している携帯電話などの情報端末、デジタルカメラなどの小型家電を公共施設等で拠点回収します。また、資源回収強化月間を創設し周知に努め、市や地元のまつりなどのイベントの開催時に、資源を回収する特設エリアを設置します。	携帯電話やスマートフォンについては、スペシャルオリンピック日本応援プログラムに参加し、市役所3階ごみ減量推進課に回収箱を設置します。拠点回収やイベントでの回収に向け市民への周知やスケジュールを検討します。
食品廃棄物の有効利用	学校給食等で廃棄される食品廃棄物について、近隣地にあるバイオガス発電施設の有効活用方法を検討し、事業系一般廃棄物の削減を図ります。	近隣に建設予定であるバイオガス発電施設について、分別方法などの情報を収集します。
効率的なエネルギーの回収	老朽化が進んでいる焼却施設のあり方について、廃棄物の燃料化等、効率的な熱エネルギーの回収により、光熱水費の削減を検討します。	老朽化が進んでいる第1工場余熱利用設備のにおいて、蒸気の使用を止め、使用頻度、負荷の減少等を考慮して、点検費、薬品費燃料費の削減します。また、継続して省エネ委員会を設置し光熱水費の削減を推進します。
生ごみのバイオガス化の促進	生ごみは水気を多く含み、焼却にコストがかかるため、事業者が食品リサイクル施設へ搬入するよう促すことで、バイオガス化を推進します。	近隣に建設予定であるバイオガス発電施設について、分別方法などの情報を収集します。
廃食用油のリサイクル	植物性廃食用油を拠点収集し、塵芥収集車に使用するバイオディーゼル燃料を始めとして、新たな燃料のリサイクル、リユースを検討します。	市内18施設で拠点回収し、精製後、清掃事業所のパッカー車2台、ダンプ1台で使用しています。
金属類（小型家電を含む）の資源化	小型家電やガスレンジなどの金属類を資源化するため、中間処理の必要性や収集品目を見直します。	金属類に含まれる未使用のスプレー缶、ライターやリチウムイオン電池内蔵の小型家電などの発火性危険物の回収品目等について検討いたします。
焼却灰リサイクルの推進	焼却灰をセメント原料としてリサイクルすることにより、最終処分場の延命と資源化の推進を図ります。	主灰を3,000 t/年セメント原料としてリサイクルし、最終処分場の延命と資源化の推進を図ります。
雑がみの分別	燃やせるごみの約4割を占める紙・布類のうち、雑がみの資源化を推進するために、雑がみの分別収集を周知するとともに、排出しやすい方法を検討します。	各種イベントで、雑がみ分別に関する啓発チラシを配布します。
資源回収団体奨励金交付制度	ごみ減量と再生利用に係る活動並びに地域活動の促進を図るため、適正に回収活動を行う団体へ奨励金を交付します。また、更なる促進を目指して、金額についても検討します。	対象品目や奨励金額について近隣市の情報収集を行ないません。
除草・剪定枝の有効利用	剪定、除草作業から発生する樹木や草を堆肥化等による資源化が可能かどうか、事業者の調査を行い、有効利用方法を検討します。	市内の事業者に限らず、他市町村のリサイクル事業者について調査します。

令和元年度における事業実施計画について

基本施策2-4 適正なごみ分別の推進

具体的施策	内容	令和元年度実施内容
危険物の収集体制の整備	ライター、カセットボンベなど発火ごみの収集方法について、収集から処分までの方法を検討します。	金属類に含まれる未使用のスプレー缶、ライターやリチウムイオン電池内蔵の小型家電などの発火性危険物の回収品目等について検討いたします。
転入者への啓発	当市のごみの分別ルールなど知識が少ない転入者に対して、環境カレンダーを受け取りやすい環境づくりに努めます。	転入者に対しては、環境カレンダーを本庁3階ごみ減量推進課を始め、各出先機関でも配布していますが、新たに庁舎2階情報コーナーに環境カレンダーを設置しました。(平成31年4月)
水銀製品の適正回収	水銀の適正処理を行うため、家庭から排出される蛍光管などについて、分別区分を検討します。	水銀製品である蛍光管を適正に処理するため、10月から試行的に市内公共施設4か所で拠点回収を開始します。
ごみ排出指導	ごみ出しマナーの向上を図るため、ごみステーションの立ち番指導、町内会、集合住宅等への説明会を開催していきます。	ごみステーションのマナーが悪いなどの通報があった場合にチラシの配付、看板の設置等を行います。
外国人向け排出指導	外国人に向け、外国語のパンフレットを作成するほか、英語、中国語、ポルトガル語に対応しているアプリ「さんあ〜る」の周知に努め、ごみの出し方などを周知していきます。	外国人への「さんあ〜る」の周知を継続するとともに、外国語版の分別一覧に要望が多いベトナム語の追加を検討します。
さわやか収集	家庭ごみの持ち出しができない方を対象にさわやか収集を行っています。今後は福祉関係部門と連携し、総合的な高齢化対策として、さわやか収集のあり方について拡充を検討します。	福祉関係部門との連携のあり方について、福祉関係者との協議を行います。

基本方針3 効率的なごみ処理による低コスト化

基本施策3-1 ごみ処理のコスト削減

具体的施策	内容	令和元年度実施内容
収集区分の見直し	ごみの収集区分を見直し、収集作業の効率化を図ります。	他市の状況について情報収集するとともに、先進的な取り組みを行っている市町村について、現地視察を行います。
事業系一般廃棄物の資源化施設への搬入推進	クリーンセンターに持ち込まれる事業系一般廃棄物を民間の資源化施設へ搬入するよう指導することでクリーンセンターでの処理量を減らします。	年5回の展開検査を行う際に指導します。
ごみの質・量の検査	ごみの量、質の変化を定期的に調査し、統計的に管理します。	可燃ごみ(第1工場 4回/年、第2工場 12回/年)、不燃ごみ(第1工場 2回/年、第2工場 2回/年)においてごみ質測定を行い、ごみの量、質の変化を定期的に調査しています。

令和元年度における事業実施計画について

基本施策3-2 収集運搬経費の削減

具体的施策	内容	令和元年度実施内容
収集・運搬の委託化	新たな資源分別収集、ごみ・資源の排出量、収集・運搬経費、直営の収集体制及び災害時の対応等を総合的に検証し、効率的な委託化を進めます。	他市の状況について情報収集するとともに、先進的な取り組みを行っている市町村について、現地視察を行います。

基本施策3-3 適正なごみ処理費用の徴収

具体的施策	内容	令和元年度実施内容
粗大ごみ処理手数料等の改定	粗大ごみとして収集する大きさ、手数料等について検討します。また自宅内などから粗大ごみを運び出せない人への運び出しサービスを検討します。	粗大ごみの運び出しサービスについて、対象要件の検討を行います。
ごみ処理手数料の適正化	排出者に対して、ごみ処理費用の適正な負担を求め、また市外ごみの持込みを防止するため、毎年度、ごみ処理コストの算出を行い、近隣市町村の状況を調査し、ごみ処理手数料の適正化を検討するとともに、必要に応じて改定を行います。	近隣市町村の状況について情報収集します。
家庭系ごみの有料化の調査・研究	経済的インセンティブ（※）を活用した排出抑制や再生利用の促進、排出量に応じた負担の公平化、ごみ減量意識の高揚等の効果がある家庭系ごみの有料化（指定ごみ袋の有料化など）の導入について、調査・研究していきます。	他市の状況について情報収集します。

※インセンティブとは、やる気を起こさせるための、目的を達成させるための、またある特定の行動を促すための、外部からの刺激、誘因、動機づけのことであり、経済的インセンティブとは、費用（価格）と利便性によって人の行動を変化させる動機づけのことです。

令和元年度における事業実施計画について

基本方針 4 安全で安定的な処理施設の確保

基本施策 4-1 施設の整備

具体的施策	内容	令和元年度実施内容
施設事業手法の検討	PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）（※）手法による効率的な事業手法を検討します。	次期ごみ処理施設の計画が具体化する段階で検討します。
クリーンセンター整備	施設規模や処理対象物など、施設のあり方について検討を行い、施設の老朽化に伴う、第1工場、第2工場の施設修繕を行います。	長期修繕計画に沿って施設修繕を行います。
最終処分場の安全な運営	2017（平成29）年度から使用している最終処分場をより安全に長く使用するため、危機管理体制の見直しや修繕などを計画的に行います。	内津北山最終処分場については、延命化に配慮するとともに、薬品等消耗品において適正な使用量等を精査し、適正な維持管理を行います。
適正な施設の維持管理	各処理施設の稼働年月を踏まえたうえで、施設の中長期修繕計画に基づき、各機器の機能診断を行い、適正な維持管理を行います。	法定のデータ計測及び国の通知に基づく機能検査を実施します。
災害対策体制	地震災害、風水害時の災害廃棄物については、生活環境に支障が生じないよう収集・処理を行うため、地域防災計画に基づき、施設機能の回復と収集体制の確保を図るとともに、適正なごみ処理に努めます。また、施設ごとに業務継続計画（BCP）の作成や処理施設を点検、修復、復旧するためのマニュアルを整備するとともに、机上訓練、実施訓練を行い、災害時の対応体制を整えます。	風水害時において実施訓練を行い、また業務継続計画（BCP）においても見直しをしていきます。そして処理施設を点検、修復、復旧するためのマニュアルを整備するとともに、災害時の対応体制を整えます。

※PFI（Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法で、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業についてPFI手法で実施し、国や地方公共団体の事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供を目指します。

基本施策 4-2 ごみ行政に関する国・県の施策

具体的施策	内容	令和元年度実施内容
国、県等の情報収集	ごみ処理施設の修繕、整備等の交付事業や最新のごみ処理技術を調査・研究し、その活用について検討していきます。	交付金事業は国の動向を注視するとともに、最新のごみ処理技術について情報収集します。